

# 監 査 結 果 報 告 書

〔定期監査〕

令 和 5 年 度 前 期

(令和5年4月～令和5年8月実施分)

佐 賀 市 監 査 委 員



佐賀市議会議長 重田音彦様  
佐賀市長 坂井英隆様  
佐賀市教育委員会教育長 中村祐二郎様

佐賀市監査委員 力久 剛

佐賀市監査委員 千綿 正明

定期監査の監査結果に関する報告書について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、令和5年4月から令和5年8月までに実施した定期監査について、同条第9項の規定により監査結果に関する報告を決定し、提出する。

1 監査の概要

(1) 監査の方法

財務事務及び行政事務が法令に適合し正確に行われているか、また、行政運営が合理的かつ能率的に行われているかという観点から、提出された資料及び帳簿の全部又は一部を抽出し確認を行うとともに、関係職員に説明を求めた。また、必要に応じ現地に赴き、資産等の確認を行い、前回監査での指摘事項等の改善状況についても調査した。

なお、監査対象部署ごとに、前回監査結果及び業務上のリスクを基にして設定した監査重点項目及び監査委員の指示事項を中心に監査を実施した（小中学校を除く。）。

(2) 監査の対象等（監査実施対象：14部署（6小中学校を含む。））

<定期監査>（財務及び経営管理監査）

監 査 対 象		監査対象期間	監査実施期間	ページ
総務部	財政課	令和 4年 4月 1日 ~ 令和 5年 3月 31日	令和 5年 4月 5日 ~ 令和 5年 7月 26日	4
	財産活用課			4
	危機管理防災課			4

監 査 対 象		監査対象期間	監査実施期間	ページ
都市戦略部	緑化推進課	令和 4年 4月 1日 ～ 令和 5年 3月 31日	令和 5年 4月 5日 ～ 令和 5年 7月 28日	5
	交通政策課			4
国スポ・全障スポ推進部	国スポ・全障スポ総務課		令和 5年 4月 5日 ～ 令和 5年 7月 26日	4
	国スポ・全障スポ競技課			6
教育委員会	赤松小学校		令和 5年 5月 11日 ～ 令和 5年 8月 21日	4
	諸富南小学校			4
	富士小学校			4
	小中一貫校芙蓉校			4
	城北中学校			4
	三瀬中学校			4
教育委員会 教育部	図書館	令和 5年 4月 5日 ～ 令和 5年 7月 26日	4	

(3) 定期監査（前期）における監査重点項目設定数

区分	R5 8部署	R4 10部署
1 服務関係	3	1
2 文書	0	1
3 収入	2	2
4 支出	1	0
5 契約	5	6
6 工事等の執行	2	2
7 補助金等	2	3
8 財産管理	6	3
9 現金の取扱い	2	7
10 内部統制	0	0
11 その他	0	0
計	23	25

※ 区分ごとに、監査重点項目として設定した部署の数

※ 小中学校に対する監査は、監査重点項目を設定していない。

(4) 定期監査（前期）における指摘事項等の件数

区分	指摘事項		検討を求める事項		注意をを求める事項		R5 14部署	R4 16部署
	R5	R4	R5	R4	R5	R4		
1 服務関係	0	0	0	0	1	0	1	0
2 文書	0	0	0	0	2	0	2	0
3 収入	0	0	0	0	0	1	0	1
4 支出	0	0	0	0	0	0	0	0
5 契約	0	0	0	0	1	0	1	0
6 工事等の執行	0	0	0	0	0	0	0	0
7 補助金等	0	0	0	0	0	0	0	0
8 財産管理	0	0	0	0	2	4	2	4
9 現金の取扱い	0	0	0	0	1	1	1	1
10 内部統制	0	0	0	0	0	0	0	0
11 その他	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	7	6	7	6

(指 摘 事 項) 違法又は不当な事項で、誤りの程度が重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの

(検討を求める事項) 違法又は不当な事項で、改善について検討を求めることが適当なもの

(注意をを求める事項) 違法又は不当な事項で、注意をを求めることが適当なもの

※ 指摘事項等の区分は、監査重点項目の設定区分と一致しない場合がある。

(5) 指摘事項等の改善

監査の終了に際しては、監査対象となった部署を所管する部長等に対して、監査委員が指摘事項等についての説明を行い、是正、改善を要請した。

## 2 監査の結果

### (1) 定期監査

#### <財務及び経営管理監査>

監査の対象	<p style="text-align: right;">※ ( ) 内は監査重点項目</p> <p>総務部 財政課 (サービス関係、契約、財産管理)</p> <p>総務部 危機管理防災課 (契約、補助金等、財産管理)</p> <p>都市戦略部 交通政策課 (契約、補助金等、財産管理)</p> <p>国スポ・全障スポ推進部 国スポ・全障スポ総務課 (サービス関係、支出、財産管理)</p> <p>教育委員会 赤松小学校 (設定なし)</p> <p>教育委員会 諸富南小学校 (設定なし)</p> <p>教育委員会 富士小学校 (設定なし)</p> <p>教育委員会 小中一貫芙蓉校 (設定なし)</p> <p>教育委員会 城北中学校 (設定なし)</p> <p>教育委員会 三瀬中学校 (設定なし)</p> <p>教育委員会 教育部 図書館 (契約、財産管理、現金の取扱い)</p>
監査の結果	財務等に関する事務の執行については、おおむね良好に処理されていた。

監査の対象	総務部 財産活用課
監査重点項目	収入、契約、工事等の執行、財産管理
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p><b>契約事務手続きについて</b></p> <p>土地の賃貸借契約（諸富支所庁舎 長期継続契約：令和4年4月1日～令和9年3月31日）において、以下のとおり複数の不備が見られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格の定めがなく、予定価格書が作成されていなかった。</li> <li>・ 起案に随意契約の理由及び見積書省略の根拠条文の記載がなかった。</li> <li>・ 起案及び契約書に契約保証金の取扱いについて記載がなかった。</li> <li>・ 契約書に暴力団排除に関する条項の記載がなかった。</li> <li>・ 起案に、随意契約ガイドラインの該当する項目の番号の記載がなかった。</li> </ul> <p>適正な事務処理に努められるとともに、起案等についても、部署内のチェックを徹底されたい。</p>

	<p><b>行政財産目的外使用料の算定について</b></p> <p>大和地域包括支援センター事務所に係る行政財産目的外使用許可（年額使用料 268,012 円）において、継続貸付の際は前年度の土地の貸付料にスライド率を乗じて使用料の算定をするが、前年度の土地の貸付料を 101 円/㎡で算定すべきところ誤って 98 円/㎡で算定した結果、13 円過少に徴収していた。</p> <p>適正に処理されるとともに、今後の使用料の算定事務において、誤りや遺漏のないよう確認を徹底されたい。</p> <p><b>行政財産目的外使用料の算定方法について</b></p> <p>本庁舎エレベーター内広告掲示に係る行政財産目的外使用許可（年額使用料 2 件合計 12,888 円）において、年額使用料を 1 2 分割し端数を切り捨てた金額に消費税率を乗じたため、年額使用料に消費税を乗じる場合と比べ、使用料を 30 円過少に徴収していた。</p> <p>使用料の算定事務においては、算定方法に誤りや遺漏のないよう適正に処理されたい。</p>
--	---

監査の対象	都市戦略部 緑化推進課
監査重点項目	収入、工事等の執行、現金の取扱い
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p><b>直接収納事務について</b></p> <p>神野茶屋使用料、隔林亭呈茶代等、各現金収納窓口が収納した現金は、一定期間分まとめて本庁の緑化推進課担当係が受け取っている。現金は、受け取った日から起算して即日又は翌日までに指定金融機関に払い込みを行う必要があるが、払い込むまでに数日を要しているものが散見された。また、調定については原因の発生する都度行う必要があるが、数日分まとめて調定を行っているものがあった。</p> <p>佐賀市財務規則第 2 3 条及び第 3 2 条の規定に基づき、適正な事務処理が行える体制を整え、再発防止に努められたい。</p> <p><b>公園内行為許可事務について</b></p> <p>公園内行為許可事務において、公園使用料減免申請書を提出させていないものや、減免理由の根拠が不明確なもの、決裁起案に許可の可否や使用料の記載がないものがあった。また、公園使用料減免許可証を全て交付していなかった。</p> <p>佐賀市立都市公園条例第 1 5 条第 3 号及び同条例施行規則第 1 2 条の規定に基づき、適正に処理されたい。</p>

	<p><b>公園フェンス復旧工事について</b></p> <p>東寺小路公園フェンス復旧工事（539,000円）の随意契約において、減工となった金額を用いて東寺小路公園以外の公園の中木剪定を行う工事内容の変更を行っていた。</p> <p>しかしながら、フェンス復旧工事の減工及び中木剪定業務の追加にかかる詳細な理由や経緯について、全く記録が残されていない。</p> <p>契約内容を変更する等意思決定を行う場合は、佐賀市公文書の作成に関する指針に基づき、組織内の情報共有、市民に対する説明責任を果たすため、経緯や協議内容について確実に記録を残すよう徹底されたい。</p>
--	---

監査の対象	国スポ・全障スポ推進部 国スポ・全障スポ競技課
監査重点項目	サービス関係
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p><b>時間外勤務手当の支給誤りについて</b></p> <p>週休日等の時間外勤務において、出退勤システムに休憩時間の入力漏れがあったため、時間外勤務手当の支給額を誤っているものがあつた。</p> <p>佐賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、適正に処理されたい。</p>



